

狭山市庁舎自動販売機設置事業者募集要項

この要項は、狭山市庁舎に自動販売機を設置する場所の貸付けをする事業者を募集し、公募による競争入札の方法によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と市有財産賃貸借契約を締結しようとするものです。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項、仕様書及び狭山市建設工事請負等競争入札参加者心得の内容を承知した上で参加してください。

1 目的

庁舎の床面積の有効活用を図るため、自動販売機を設置する場所の貸出しを公募による競争入札で決定することで、公平性、透明性を図る。

2 貸付物件

(1) 自動販売機を設置するための場所の賃貸借

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数
1	狭山市庁舎	狭山市入間川 1-23-5	地下1階	11.73㎡ 配置図のとおり	貸付面積の範囲内に設置できる台数 4～5台程度

※ 「貸付面積」は自動販売機(放熱余地を含む)及び回収ボックスの設置面積を含む。

※ 「設置台数」は貸付面積内に適切に収めるため4～5台程度としているが、自動販売機の規格によって台数が増減することは差し支えない。

(2) 貸付期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

※ 借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(3) 貸付条件等

「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」による。

3 入札資格要件

次の要件をすべて満たす者が参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者(アからキまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。)であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 前記アからカまでに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 自動販売機の設置業務について実績のある、狭山市に住所を有する個人又は埼玉県内に本店若しくは支店、営業所を有する法人であり、かつ以下の要件をすべて満たすもの。

① 税の未納の額がないこと。

② 自動販売機の設置業務について、管理・運営する2年以上の実績を有していること。

③ 事故・故障等の際に、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

(5) 法人にあつては会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(6) 狭山市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から入札日までに指名停止措置を受けた場合は参加資格を失うものとする。

4 入札参加手続き

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和5年10月30日（月）から11月2日（木）までの日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出場所

狭山市役所 総務部財産管理課財産管理担当（本庁舎3階）

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2936-9908

(3) 提出書類（提出部数は各1部。提出書類は返却致しません。）

①共通

- ・ 入札参加申込書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 納税証明書（未納の額がないことの証明）
法人：法人税・消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）
個人：所得税・消費税の納税証明書（納税証明書その3の2）、市税の未納の額がないことを証明するもの、「身分証明書」（本籍地の市町村で発行する証明）
- ・ 設置する自動販売機のカタログ

②法人

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後3カ月以内のもの）
- ・ 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）

③個人

- ・ 住民票（発行後3カ月以内のもの）
- ・ 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）

④その他

- ・ その他市長が必要と認めるもの

(4) 提出方法

事前に設置場所現地を確認した後、提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。なお、郵送、電話、ファクス、インターネットによる受付は行わない。

5 質問及び回答について

(1) 提出方法

募集内容に関する質問がある場合は、電子メールにより総務部財産管理課へ様式第3号「質問書」を提出すること。なお、電子メール送信後、電話で着信確認をすること。

電子メールアドレス：kanzai@city.sayama.saitama.jp

(2) 受付期間

令和5年10月23日（月）午前9時から同月25日（水）午後5時までの間

(3) 質問への回答

令和5年10月27日（金）までに、すべての質問と回答を市ホームページに掲載する。

6 入札参加資格の通知

令和5年11月7日（火）までに、申込者あて「入札参加資格確認結果通知書」を通知する。

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和5年11月10日（金）午前10時00分から

(2) 場所：狭山市役所地下1階 入札室

(3) 必要書類等

① 入札参加資格確認結果通知書の写し

② 入札書

所定の入札書を封筒に入れ、封筒の継目部分に割印すること。

③ 委任状

代理人により入札する場合に提出すること。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は「月額」とする。

② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) その他

① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

③ 入札参加者の事前公表は行わない。

9 入札保証金

免除

10 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 談合その他不正行為があったと認められる入札

③ 虚偽の入札参加申込書を提出した者がした入札

④ 入札者の記名押印のないもの

⑤ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

⑥ 押印された印影が明らかでないもの

⑦ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

⑧ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

- ⑨ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ⑩ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑪ その他、指定した事項に反した者がした入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 市が定める予定価格以上で有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格を提示したものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、当選者を決定する。

12 契約

- (1) 落札者は、入札終了日から7日以内に契約書に記名押印、印紙を貼付したうえで、財産管理課に提出する。なお、印紙代は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合（期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

13 問い合わせ先

郵便番号 350-1380
埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市財産管理課財産管理担当
TEL：04-2936-9908
Mail：kanzai@city.sayama.saitama.jp

◇ 参考

設置事業者を募集する貸付箇所には、現在、飲料用自動販売機が4台、たばこ自動販売機が1台設置されています。なお、他の参考事項については以下のとおり。

① 職員数・来庁者数

狭山市庁舎勤務職員数 : 約620名
狭山市庁舎勤務会計年度任用職員数 : 約150名
来庁者数 : 約800名/日

② 他の自動販売機設置状況

飲料用自動販売機については、1階自販機コーナーに3台、1階エントランスホールに1台（さやま茶振興用）、庁舎外正面玄関脇に1台（災害救援用）設置されています。

③ 販売本数（地下1階自販機コーナー）

令和3年1月～12月 15,370本

令和4年1月～12月 12,008本

地下1階自販機コーナー貸付け位置図

